

届出対象区域

届出対象となる区域は、次の景観形成区域内となります。

ア、景観計画区域

奈良県の区域（景観形成団体である奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、斑鳩町、明日香村の区域を除きます。）

奈良県			
景観計画区域（届出対象区域）			景観行政団体
一般区域 (重点景観形成区域以外の区域)	重点景観形成区域		
	第1種特定区域 (世界遺産など県を代表する歴史文化資産が集積する地域の沿道)	第2種特定区域 (県への広域的な玄関口である主要インターチェンジ付近の沿道)	広域幹線沿道区域 (県内の交通網を形成する広域幹線道路等の沿道)
			<ul style="list-style-type: none"> 奈良市 橿原市 桜井市 生駒市 斑鳩町 明日香村

イ、重点景観形成区域

景観計画区域のうち、広域的・先導的な観点から特に重点的に景観形成に取り組むべき区域を重点景観形成区域として、第1種特定区域、第2種特定区域、広域幹線沿道区域を定めます。

次に掲げる道路の沿道（ただし、高架橋等を有する区間を除く。）及びその道路の境界線^{※1}から両側 10 m の範囲^{※2}とします。

(ア) 第1種特定区域

①法隆寺地域沿道区域

- 主要地方道大和高田斑鳩線（斑鳩町と河合町の境界から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ(河合町)まで)

②山の辺地域沿道区域

- 一般国道169号（主要地方道天理環状線との交点から天理市と桜井市の境界まで）
- 主要地方道天理環状線（市道川原城下滝本線との交点(天理市)から一般国道169号との交点(天理市)まで)

(イ) 第2種特定区域

①郡山インターチェンジ周辺沿道区域

- 一般国道24号（一般国道25号との交点(大和郡山市)から中川中町交差点(天理市)まで)

②法隆寺インターチェンジ周辺沿道区域

- 主要地方道大和高田斑鳩線（主要地方道天理王寺線との交点(河合町)から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ(河合町)まで)

③香芝インターチェンジ周辺沿道区域

- 一般国道168号（市道1-52線との交点(香芝市)から市道5-75号線との交点(香芝市)まで)
- 主要地方道香芝インター線（全線）

(ウ) 広域幹線沿道区域

番号	路線名	始点	終点	備考
①	一般国道24号	奈良市と大和郡山市との境界	郡山南インターチェンジ(大和郡山市)	ただし、郡山IC周辺沿道区域を除く
②	一般国道25号	斑鳩町と三郷町の境界	一般国道168号との交点(王寺町)	ただし、斑鳩町区域を除く
③	一般国道168号	平群町と斑鳩町の境界	生駒市と平群町の境界	
④	一般国道168号	市道5-75号線との交点(香芝市)	一般国道25号との交点(王寺町)	ただし、香芝IC周辺沿道区域を除く
⑤	一般国道169号	明日香村と高取町の境界	主要地方道桜井明日香吉野線との交点(大淀町)	
⑥	一般県道大和郡山広陵線	一般国道25号との交点(大和郡山市)	主要地方道天理王寺線との交点(川西町)	
⑦	一般県道大和郡山環状線	奈良市と大和郡山市の境界	一般国道25号との交点(大和郡山市)	
⑧	都市計画道路中和幹線	大和高田市と橿原市の境界	一般国道165号との交点(香芝市)	
⑨	都市計画道路奈良西幹線	市道5-75号線との交点(香芝市)	都市計画道路中和幹線との交点(香芝市)	

※1 事業を行っている道路の区間については、計画線を境界線とします。

※2 行為の計画地(以下「行為地」という。)が、当該道路と接する場合又は当該道路と接しない場合でその行為地の面積の過半が 10 m の範囲に含まれる場合は、その行為地全体を区域とみなします。また、行為地が当該道路と接しない場合でその行為地の面積の半分以上が 10 m の範囲外になる場合は、その行為地の全体を区域外と見なします。

※ 高架橋等を有する区間を除く。